

No	項目	質問	回答	作成・編集日
1	④目的・規模	社会的検査は有料ですか。	無料です。	11月15日
2	②実施時期	検査を受ける場合、いつまでに申し込みばよいですか。	現時点では申込み期日は設けていませんが、社会的検査は令和3年3月までの予定となりますので、お早目にお申込みください。	12月7日
3	③検査手法	社会的検査は希望の日での受検は可能ですか。	申込後、検査実施日の調整をさせていただきます。	12月7日
4	③検査手法	検査の場所や日時について、施設の都合にあわせて複数回施設に訪問して実施していただくなどの柔軟な対応は可能なのでしょうか。	限りのある予算や人材等の中で、多数ある対象施設の職員等の皆様に検査を受けていただくため、一度の申込みについて、施設への訪問による検査は原則1回とさせていただきます。その際の検査が難しい方については、区が指定する会場にお越しいただき検査を受けられるよう調整させていただきます。	10月6日
5	③検査手法	社会的検査はどこで受けられますか。	区が委託する事業者が対象施設に出向いて行う場合と、検査を受ける方が区の指定する場所に行ってください場合があります。	11月15日
6	③検査手法	検査結果が分かるのは何日かかるか教えてください。	原則、検体採取当日または区役所の翌開庁日までに結果が判明する見込みです。検査結果は、事前に受検者より承諾を得たうえで施設に報告します。	11月15日
7	③検査手法	検査結果はどのように通知されるのですか。	検査結果は、翌日（金曜日に実施の場合は週明けの営業日）に施設にご連絡します。陽性の方については、本人にも個別に連絡があります。	12月7日
8	③検査手法	検体採取はどのような方法で行われますか	鼻腔(前鼻孔)ぬぐい液を自己採取いただく方法か、唾液を自己採取する方法で行います。	12月7日
9	③検査手法	1人あたりの所要時間は何分程度ですか？	約5分程度ですが、同時間帯の受検者数によりもう少しかかる場合があります。	12月7日
10	③検査手法	プール方式の検査は実施しないのですか。	区では、国に対し、プール方式を行政検査として認めるように要請したところですが、国から9月11日付で、「現時点ではいわゆるプール方式については、科学的知見が確立されていないため、行政検査の対象とはならない。」との回答がありました。当面、従来型のPCR検査で実施しますが、費用の縮減などの効果が見込めることから、引き続き、国と協議し、プール方式が行政検査として認められた場合は、速やかに導入します。	11月15日

No	項目	質問	回答	作成・編集日
11	④対象	なぜ対象を限定しているのですか。	「場所の確保」、「人材の確保」、「財源の確保」等の課題があることから、社会的検査の目的を踏まえて、対象を限定しています。今後の感染状況や社会的検査の効果を検証し、必要な見直しを行います。	9月28日
12	④対象	区外在住の職員・利用者も社会的検査を受けられますか。	要件に該当すれば、受けられます。	11月15日
13	④対象	対象施設の職員や利用者と同居の家族や保護者も社会的検査を受けられますか。	受けられません。	11月15日
14	④対象	発熱などの症状がある職員がいるが、随時検査を受けられますか。	社会的検査は、無症状の方を対象に実施します。そのため、熱が続いていたり、全身がだるいなど症状のある方は、以下にご相談ください。 ①かかりつけ医がいる場合 ・かかりつけ医 ②かかりつけ医がない等、相談する医療機関に迷う場合 ・世田谷区の発熱相談センター 03-5432-2910 ・東京都の発熱相談センター 03-5320-4592	12月7日
15	④対象	派遣のヘルパーや委託先の清掃業者（入居者の居室の清掃やリネン交換を実施）の従業者は社会的検査の対象となりますか。	施設内での業務を通じて入居者に感染させるリスクがあるのであれば対象となります。ただし、施設を通じて検査を申し込んでいただくこととなるため、派遣のヘルパーや委託先の職員が陽性となった場合の取り扱いなど、派遣元や委託先の事業者とあらかじめ取り決めをお願いします。	12月7日
16	⑤申込方法	社会的検査はどのように申し込めばよいですか。	原則として、施設を通じて、区に申し込んでいただきます（対象施設には、施設所管課からご案内します）。 なお、検査は希望する方のみ実施します。	11月15日
17	⑤申込方法	施設内で陽性者が確認されたので、急ぎで随時検査を希望します。申込方法を教えてください。	世田谷区の施設所管課へご相談ください。 施設所管課が不明の場合は、保健医療福祉推進課担当までお問合せください。	12月7日
18	⑥その他	従来型のPCR検査とは何が違うのですか。	従来型のPCR検査は、感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者を対象に実施しますが、社会的検査は、無症状の対象施設の職員等を対象に実施します。	11月15日

No	項目	質問	回答	作成・編集日
19	⑥その他	社会的検査の結果、陽性者が発生した施設にはどのように対応しますか。	その後の感染拡大を防ぐため、翌月から3か月間は、月1回の定期検査を実施します。	11月15日
20	⑥その他	検査の結果、陽性者が出た場合はどうなりますか。	<p>検査の結果陽性者が出た場合は、すぐに本人および施設にご連絡します。</p> <p>その後の流れについては以下のとおりです。</p> <p>①本人については区および保健所から聴き取りがあります。その後、入院または宿泊療養施設での療養を要請させていただくのが一般的です。</p> <p>②施設については濃厚接触者の把握や、随時検査の実施、事業者様内部の調整等について、区と保健所を交えて協議させていただきます。詳しくは、お申込みの際に施設あてにご案内します。</p>	12月7日